

改正

平成19年3月30日告示第95号

平成19年6月29日告示第184号

平成20年9月9日告示第173号

平成22年3月31日告示第52号

平成24年7月6日告示第160号

平成25年6月27日告示第169号

平成28年4月1日告示第68号

伊賀市重度障がい児（者）等日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定により、法第4条第1項及び第2項に規定する者のうち、原則として在宅の重度障がい児（者）又は難病患者（以下「障がい児（者）」という。）に対して浴槽等の日常生活用具（以下「用具」という。）又は居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより、障がい児（者）等の日常生活の利便の向上を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

（種目）

第2条 給付の対象となる用具及び住宅改修費は、別表第1の種目の欄に掲げるものとする。ただし、別表中の「パーソナルコンピューター」及び「聴覚障害者用通信装置（ファクシミリに限る。）」の給付にあたっては、障がい児（者）等の属する世帯が、日常生活用具の給付の月の属する年の前年（1月から6月までの間にあっては、前々年）の所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による所得税非課税世帯である場合に限る。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障がい児（者）等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することを可能とす

る。

3 住宅改修費の給付は、1人につき原則1回とする。

(給付の対象者)

第3条 給付の対象者は、現に伊賀市内に居住し、かつ、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定により登録されている者のうち、別表第1の対象者の欄に掲げる者で、かつ概ね対象年齢の欄に掲げる者とする。ただし、障がい児（者）等及びその属する他の世帯員（18歳以上の障がい者等の場合は配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、日常生活用具の給付の月の属する年度（日常生活用具の給付の月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上であるときは対象外とする。

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が市内である者は、事業の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、事業の対象としない。

(申請及び決定)

第4条 給付を受けようとする障がい児（者）等又はその保護者は、用具については日常生活用具給付申請書兼利用者負担額減額等申請書（様式第1号）により、住宅改修費については住宅改修費給付兼利用者負担額減額等申請書（様式第1号の2）に工事図面及び改修工事見積書を添付して社会福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。ただし、難病患者が給付を受けようとする場合は、いずれも診断書（様式第1号の3）を添付して申請するものとする。

2 所長は、前項の申請があつたときは、調査書（様式第2号）によりその必要性を検討したうえで適否を決定し、給付の必要性があると認めた者（以下「受給者等」という。）には、用具については日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第4号）を交付し、住宅改修費については住宅改修費給付決定通知書（様式第3号の2）により通知するとともに、住宅改修費給付券（様式第4号の2）を交付する。委託を決定した業者（以下「業者」という。）に、用具については日常生活用具給付委託通知書（様式第5号）を送付し、住宅改修費については住宅改修費給付委託通知書（様式第5号の2）を送付するものとする。給付の必要がないと認めた者には、日常生活用具給付不決定通知書（様式第6号）により

通知するものとする。

(給付に要する費用)

第5条 給付する種目の価格の上限は、別表第1の単価の欄に掲げる価格とする。

2 前項の価格の上限を上回る品目の給付を希望する場合は、上回った費用について利用者の負担とする。

(費用負担)

第6条 市が負担する額は、前条に規定する価格の範囲内で費用の100分の90に相当する額を負担するものとし(1円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。)、受給者等が負担する額は、市が負担する額を控除した額とする。ただし、次項の規定により、負担上限月額を定める場合は、当該負担上限月額を控除した額を市が負担する額とする。

2 前項の規定により受給者等の支払う額が次の各号に定める額を超えるときは、当該定める額(この要綱において、「負担上限月額」という。)を限度とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 以下に掲げる者 0円

ア 市町村民税世帯非課税者(日常生活用具給付対象障がい児(者)等(以下「対象障がい児(者)等」という。)及び当該対象障がい児(者)等と同一の世帯に属する者(18歳以上の障がい者等の場合は配偶者に限る。))が日常生活用具の給付のあった月の属する年度(日常生活用具の給付のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同条例の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該対象障がい児(者)等をいう。)

イ 対象障がい児(者)等及び当該対象障がい児(者)等と同一の世帯に属する者が日常生活用具の給付のあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)又は要保護者である者であつて前号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる当該対象障がい児(者)等

(請求)

第7条 用具又は住宅改修費を納付した業者が市に請求できる額は、受給者等が直接業者に支払った額を控除した額とする。

2 業者は所長に対し、用具又は住宅改修費の引渡しの日から2週間以内に請求をするものとする。

(返還)

第8条 所長は、委託業者が請求を行うに際し、不正な行為があったと認めるときは、その支払を停止するとともに、既に支払った額の全部又は一部を返還させることができる。

(用具の管理)

第9条 受給者等は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。ただし、所長は受給者等が目的に反して使用したことを認めるときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(他法との適用関係)

第10条 65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態又は同条第2項に規定する要支援状態に該当する者については、40歳以上65歳未満の者を含む。）の障がい者等であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険法第40条第5号又は同法第52条第5号に規定する福祉用具と共通する用具若しくは同法第40条第6号又は同法第52条第6号に規定する住宅改修費の給付を希望する場合には、介護保険法による福祉用具の貸与又は住宅改修が優先し、原則として本事業の対象としない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(伊賀市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱及び伊賀市心身障害児日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 伊賀市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成16年伊賀市告示第50号）及び伊賀市心身障害児日常生活用具給付事業実施要綱（平成16年伊賀市告示第52号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日告示第95号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日告示第184号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月9日告示第173号）

この告示は、平成20年9月9日から施行し、改正後の伊賀市重度障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成22年 3 月31日告示第52号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日告示第160号）

この告示は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 6 月27日告示第169号）

この告示は、平成25年 6 月27日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。（後略）

附 則（平成28年 4 月 1 日告示第68号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	種目	単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
用具 (介 護・訓 練支援 用具)	特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障がい2級以上 寝たきりの状態にある難病患者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	学齢児以上
	特殊マット	19,600円	知的障がいA2以上 下肢又は体幹機能障がい1級以上 寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上
	特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者) 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障がい者	障がい者を担架に乗せた	5年	3歳以上

			能障がい2級以上(常時介護を要する者)	ままりフト装置により入浴させるもの		
	体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障がい2級以上(常時介護を要する者) 寝たきりの状態にある難病患者	介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能障がい2級以上 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	介護者が重度障がい児(者)等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3歳以上
	浴槽(湯沸器を含む。)	91,000円	下肢又は体幹機能障がい2級以上	障がい者が容易に使用し得るもの	8年	学齢児以上
	訓練用ベット	159,200円	下肢若しくは体幹機能に障がいのある重度障がい児又は難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢児以上
用具 (自立生活支援用具)	入浴補助用具	90,000円	下肢又は体幹機能障がいであって入浴に介助を必要とする者 入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うも	8年	3歳以上

				のを除く。		
便器	便器 4,450円 手すり 5,400円	下肢又は体幹機能障がい2級以上 常時介護を要する難病患者	障がい者等や介護者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学齢児以上	
T字杖、 棒状の杖	3,000円	平衡、下肢又は体幹機能障がい	障がい者が容易に利用できるもの 施設利用者も可	4年	3歳以上	
移動、移 乗支援用 具	60,000円	平衡、下肢又は体幹機能障がい、 家庭内の移動等 において介助を 必要とする者 下肢が不自由な 難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3歳以上	
頭部保護 帽	12,160円	平衡、下肢、体幹又は知的若しくは精神障がい（てんかんの発作等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 施設利用者も可	3年	—	

			により頻繁に転倒するもの)			
特殊便器	151,200円	上肢障がい2級以上又は知的障がいA2以上 上肢機能に障がいのある難病患者	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年		学齢児以上
火災警報器	15,500円	身体障がい2級以上又は知的障がいA2以上(火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年		—
自動消火器	28,700円	身体障がい2級以上又は知的障がいA2以上 難病患者 (火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者又は難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年		—
電磁調理	41,000円	視覚障がい2級	障がい者が容易に使用し	6年		18歳以上

	器		以上又は知的障 がいA 2 以上（視 覚又は知的障が い者のみの世帯 及びこれに準ず る世帯）	得るもの		
	歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	7,000円	視覚障がい2級 以上	視覚障がい者が容易に使 用し得るもの	10年	学齡児以上
	聴覚障害 者用屋内 信号装置	87,400円	聴覚障がい2級 （聴覚障がいの みの世帯及びこ れに準ずる世帯 で日常生活上必 要と認められる 世帯）	音声等を視覚、触覚等に より知覚できるもの	10年	18歳以上
用具 （在宅 療養等 支援用 具）	透析液加 温器	51,500円	腎臓機能障がい 3級以上で自己 連続携行式腹膜 灌流法（CAP D）による透析療 法を行う者	透析液を加温し、一定温 度に保つもの	5年	3歳以上
	ネブライ ザー（吸 入器）	36,000円	呼吸器機能障が い3級以上又は 同程度の障がい であって、必要と 認められる者 呼吸機能に障が	障がい者等や介護者が容 易に使用し得るもの	5年	3歳以上

			いのある難病患者			
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められる者 呼吸機能に障がいのある難病患者	障がい者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上	
酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者や介護者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上	
盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上	
盲人用体重計	18,000円	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	—	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500円	重度身体障がい者又は難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者（医師により必要と認められる者）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上	
用具	携帯用会	98,800円	音声言語機能障	携帯式で、言葉を音声又	5年	学齢児以上

(情報・意思疎通支援用具)	話補助装置		がい者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障がいをも有する者	は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの		
	*パーソナルコンピュータ	118,500円	上肢障がい2級以上又は言語、上肢複合障がい2級以上(文字を書くことが困難なものに限る。)	障がい者が容易に使用し得るもの(プロテクター、プリンター等を付帯することができること。)	6年	学齢児以上
	情報・通信支援用具	150,000円	視覚又は上肢機能障がい2級以上	コンピューターの入力等が可能となる周辺機器	6年	学齢児以上
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい者2級)の障がい児(者)であつて、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	18歳以上
	点字器	10,400円	視覚障がい2級以上	点字板	7年	学齢児以上
	点字タイプライター	63,100円	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上

視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円	視覚障がい2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デイジー方式による録音及び再生できるもの。視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用活字文書読上げ装置	115,000円	視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	198,000円	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上
盲人用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障がい2級以上。なお、音声時計は、手指の感覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上
聴覚障害者用通信	71,000円	聴覚障がい者又は発声・発語に著	一般の電話に接続することができ、音声の代わり	5年	学齢児以上

	装置 *ファク シミリ		しい障がいのあるもの	に、通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの		
		35,000円	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいのあるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの		
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障がい者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	3歳以上
	人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円	喉頭摘出した音声機能障がい者	施設利用者も可 障がい者が容易に使用し得るもの	5年	—
用具 (排泄 管理支 援用 具)	ストマ装 具	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円	ストマ造設者	施設利用者も可 6ヵ月単位で支給可	—	3歳以上

		紙オムツ 月額 12,000円	高度の排便、排尿機能障がいのある全身性障がい者等	施設利用者も可 6ヵ月単位で支給可	—	3歳以上
	収尿器	8,500円	高度の排尿機能障がい者	施設利用者も可 障がい者が容易に使用し得るもの	1年	3歳以上
住宅改修費	居宅生活動作補助用具及び改修工事費	200,000円	下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者) 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものの購入及び改修工事 (改修工事の内容) ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器への便器の取替え カ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—	学齢児以上

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用

屋内信号等を含む。

- 3 「浴槽（湯沸器を含む。）」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 種目欄に*印のあるものは、第2条に規定する種目とする。
- 5 ストマ用装具の給付の場合は、2ヵ月分を1枚の日常生活用具給付券とし、1回の申請で3枚まで一括交付できるものとする。なお、この場合の負担上限月額は1枚で1ヵ月分とする。

様式第1号（第4条関係）

日常生活用具給付申請書
兼利用者負担額減額等申請書

年 月 日

伊賀市社会福祉事務所長 様

申請者

住 所 伊賀市

番地

氏 名

㊟

対象者との続柄

電話番号

下記のとおり、日常生活用具の給付を申請します。

申請に係る給付決定のため、下記対象者の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対 象 者	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		生年月日	年 月 日
		男・女			
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
		伊賀市	番地		
	手帳番号	身体・療育・精神 県第 号	交 付 日	年 月 日	
	障がい区分	上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・呼吸器・ストマ造 設者 その他 ()			
障がい程度	種 級	施設入所の有無	有 (施設)・無		
疾 病 名		病 状			
給付を希望する理由					
給付を受けたい用具 名称					
該当する所得区分		生活保護・低所得・一般・一定所得以上			
生活保護への移行予防 措置に関する認定 ※該当する場合は□に チェックする。		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。			
備 考					

※ 難病患者が申請する場合は、診断書(様式第1号の3)を添付してください。

様式第1号の2(第4条関係)

住宅改修費給付兼利用者負担額減額等申請書

年 月 日

伊賀市社会福祉事務所長 様

申請者

住 所 伊賀市

番地

氏 名

㊦

対象者との続柄

電話番号

下記により、住宅改修費の給付を申請します。

申請に係る給付決定のため、下記対象者の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対 象 者	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		生年月日	年 月 日 (歳)	
		男・女				
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
		伊賀市		番地		
	身体障害者手帳 番号	県第	号	年 月 日交付		
	障がい名					
障がい程度	種	級	施設入所の有無	有 (施設)・無		
疾 病 名			症 状			
給付を希望する理由						
改修を行う住宅の住所		伊賀市		番地		
改 修 工 事 内 容	区 分		居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具			
	1 手すりの取付け 3 床材の変更 5 便器の取替え 6 その他 ()	2 床段差の解消 4 扉の取替え	1 便 器 2 手 す り 3 ス ロ ー プ 4 そ の 他 ()			
該当する所得区分		生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上				
現在の 住居の 状況	住 宅 1 自宅 2 借家	借 家 の 場 合、貸主の 承 諾 の 有 無	1 有 2 無	浴 槽	1 有 2 無	便 所 1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
現在の 介護の 状況	入 浴 1 介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭とも していない 4 自分でできる	排 便	1 全介助 2 一部介助 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる	

※ 難病患者が申請する場合は、診断書(様式第1号の3)を添付してください。

様式第1号の3 (第4条関係)

診 断 書

患者氏名		性別		生年月日	年 月 日
患者住所					
疾病名					
症状（日常生活用具を必要とする身体の状況等） 					
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 （当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。） 					
上記のとおり診断します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 医療機関名 医療機関所在地 担当医師 氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>					

様式第2号（第4条関係）

調 査 書 (日常生活用具給付等事業)

申請受理 番号年月日	第 号 年 月 日	申請者 氏 名				対象者との 続 柄	
対象者	氏 名	男・女		生年月日・年齢	年 月 日 (歳)		
	住 所						
	障害者 手帳番号	第 号	障害名 等 級				施設入所 有・無
	疾 病 名			症 状			
世帯員の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 と の 続 柄	市町村民 税課税の 有 無	所得額 (収入額)	備 考	
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
世帯区分	1 生活保護	2 低所得1	3 低所得2	3 一般	4 一定所得以上		
住まいの状況	1 持家 2 借家						
給付後の 生活状	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動・その他、該当する動作に○) 1 自分でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても全介助 4 給付しても一部介助 5 その他 ()			その他の状況 1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居) が可能になる 4 その他 ()			
給付の必要 の有無	1 有	給付 する 理由					
給付する 用 具			予定 価格	自己 負担	公費 負担		
その他 特記事項							
記載日	年 月 日		調査員 職・氏名		㊟		

様式第3号 (第4条関係)

伊 第 号
年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長

日常生活用具給付決定通知書

先に申請のあった日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日			
対象者氏名		手帳番号			
給付する用具名 (含む型式、規模 等)			納入業者名		
			納入業者の 住 所		
基準額	円	給付を受ける者又は保護者が支払うべき額	自己負担額	円	公 費 担 円
見積額	円		超 過 分 円	円	
注 意 事 項	<p>1 対象者又は保護者は、基準額の1割及び基準額を上回った額を直接業者に支払うことを条件にされるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、伊賀市長に対して審査請求をすることができます。 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊賀市を被告として（訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: right;">伊賀市 課 電話番号</p>				

様式第3号の2（第4条関係）

伊 第 号
年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長

住宅改修費 給付決定通知書

先に申請のあった住宅改修費につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	
対象者氏名		手帳番号	
改修する住宅の 所在地			
住宅改修の内容			
業者名及び住所			
費用総額			
給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額		公費負担額	
注 意 事 項	1 住宅改修費は、対象者又はこれを扶養する者が費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものです。支払うこととされた額は、必ず支払ってください。 2 給付された費用を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸与することはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全額又は一部を返還していただくことがあります。		

別記

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、伊賀市長を被告として（訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第4条関係）

日常生活用具給付券			
給付番号	第 号	給付券発行日	
対象者氏名		生年月日	
住 所			
扶養する者氏名		対象者との続柄	
給付する用具名 (型式、規模等)		費用総額	
給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額		公費負担額	
納入業者名 及び住所			
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>伊賀市社会福祉事務所長</p>			
業者の納付した日	用具受領者氏名	本人との関係	
		④	
その他 特記事項			

様式第4号の2（第4条関係）

住宅改修費給付券			
給付番号	第 号	給付券発行日	
対象者氏名		生年月日	
住 所			
扶養する者氏名		対象者との続柄	
改修する住宅の住 所			
住宅改修の内容		費用総額	
給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額		公費負担額	
業者名及び住所			
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>伊賀市社会福祉事務所長</p>			
改修工事の完了した日	住宅改修費給付対象者氏名	本人との関係	
		④	
その他特記事項			

様式第5号（第4条関係）

伊 第 号
年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長

日常生活用具給付委託通知書

下記のとおり日常生活用具給付を貴社に委託することに決定したので、被給付者から日常生活用具給付券の提示があったら、別紙の処方等により給付を依頼します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	
対象者氏名 及び住所			
費用総額			
自己負担額			
公費負担額			
給付する用具名			
そ の 他			

様式第5号の2（第4条関係）

伊 第 号
年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長

住宅改修費給付委託通知書

下記のとおり住宅改修費給付を貴社に委託することに決定したので、被給付者から住宅改修費給付券の提示があったら、別紙の処方等により給付を依頼します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	
対象者氏名 及び住所			
費用総額			
自己負担額			
公費負担額			
改修する住宅の 住 所			
住宅改修の内容			
そ の 他			

様式第6号（第4条関係）

伊 第 号
年 月 日

様

伊賀市社会福祉事務所長

日常生活用具給付不決定通知書

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、下記の理由により不決定することに決定しましたので、通知します。

不決定の理由

注) この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、伊賀市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊賀市を被告として（訴訟において伊賀市を代表する者は伊賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。